

## ★今号のTOPIC★ 相続シリーズ⑦ 自筆証書遺言書保管制度について

遺言書の解説シリーズ、3回目の今号は、2020年に運用が開始された「自筆証書遺言書保管制度」についてお伝えします。自筆証書遺言は、管理をどうすればいいか、失くしたり誰かに見つけられて偽造されたりしないかといった作成後の心配事がつきまといます。遺言書は、遺言者の生前の想いを相続人や受遺者に伝えるための大切な手紙です。自筆証書遺言の作成を希望される場合は、ぜひ法務局で保管してもらえこちらの制度も併せて検討されることをおすすめします。では、どのような制度なのか具体的に見ていきましょう！

### 遺言書の保管は申請が必要



遺言者

遺言書・申請書・添付書類を準備して、  
遺言書保管官に保管の申請を行います。



遺言書保管官

遺言書保管所  
(法務局)

### ここがポイント！

- ① 申請できる保管所には決まりがあります。→ 1.遺言者の住所地の遺言書保管所 (これを「管轄 (かんかつ)」といいます。) 2.遺言者の本籍地の遺言書保管所 3.遺言者が保有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所
- ② 遺言書を保管してもらうためには、**遺言者本人が遺言書保管所に出向く**必要があります。
- ③ 遺言書の他に**提出書類**があります。→ 1.申請書 ※法務省「自筆証書遺言書保管制度」のサイトにてダウンロードすることが可能です。  
2.添付書類 ・遺言者の住民票 ※本籍地及び戸籍筆頭者の氏名入りのもの  
・遺言者の戸籍謄本及び戸籍の附票 } いずれか
- ④ 遺言書を保管してもらうためには、**手数料** (3,900円) の支払いが必要です。
- ⑤ 遺言書保管官に、**顔写真付きの本人確認資料** (マイナンバーカード、運転免許証等) の提示が必要です。

### 遺言書を保管したらどうなる？

- ◆ 遺言書は、紙とデータの両方で遺言書保管所で管理されます。
- ◇ 保管の申請後、「保管証」が交付されます。→ 死後に親族が遺言書の存在を知るきっかけにもなります。
- ◆ 遺言者は、保管された遺言書を閲覧することができます。
- ◇ 氏名や住所等が変わったときは、遺言書保管官に**変更の届出**が必要になります。
- ◆ **いつでも、遺言書の保管を中止**することができます。 ※保管を中止しても、遺言書の効力に変更はありません。
- ◇ 相続発生後の家庭裁判所での**検認手続が不要**になります。
- ◆ 遺言者の死後、相続人等が遺言書保管所で保管している**遺言書の有無の検索や内容の確認**をすることが可能です。
- ◇ 申出により、遺言者の死後、遺言書が法務局で保管されていることを相続人・遺言執行者等に通知することが可能です。
- ◆ 遺言書保管所は、**遺言者の死亡日から50年** (データは150年) 経過後、遺言者の生死が明らかでない場合は**出生の日から120年+50年** (データは150年) 経過後にその遺言書 (もしくはデータ) の保管期間を終えることができます。

### 制度利用時の注意点

- ※ あくまでも「自筆証書遺言」であるため、遺言書保管官は**遺言書の内容の有効・無効についての判断は行いません**。  
→ 公正証書で作成する遺言書に比べ、その内容が無効になる場合が多くあります。
- ※ 有効な遺言書であっても、自筆証書遺言であることを理由に、**相続開始後の金融機関等での手続がスムーズにいかない場合**があります (金融機関によっては、所定の用紙に相続人全員の実印の押印がなければ預金の払戻しにに応じてもらえないことなどがあります)。

自筆証書遺言は、専門家のサポートを受けながら作成することにより、遺言の内容が無効となるリスクをおさえることができるうえ、公正証書よりも安価に作成することが可能です。遺言書保管制度も活用して安心・安全な相続対策をしましょう！

タスク司法書士法人では、自筆証書遺言の作成・保管制度の利用等、相続に関する業務を幅広く手掛けています。  
お気軽にお問合せください！

次号の予告TOPIC 配偶者居住権制度について